



第63期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

開催
場所

静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター 1階
小ホール

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）5名選任の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	14
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32

証券コード：2812

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当社は、第63期定時株主総会を2022年6月23日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2021年度も、新型コロナウイルス感染拡大が続いた1年でした。罹患された方やそのご家族、その影響により生活に影響を受けられた方に対し謹んでお見舞い申し上げます。また、感染症の収束に向けてご尽力されている医療関係や社会インフラの維持に携わるエッセンシャルワーカーの皆様に対し深く感謝申し上げます。

当社といたしましては、このような状況下において、従業員の健康管理の徹底、勤務体制の柔軟化、オフィスレイアウトの見直しなどにより、安心・安全な製品を安定的に供給するという社会的役割の遂行に取り組んでまいりました。

2022年度からは、「価値創造の加速」をビジョンとした2025年3月までの新しい中期経営計画のもとに、既存事業の強化や海外展開の加速とともに、出資したファンドの投資先企業とのコラボレーションを進めるなど、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。



2022年5月30日
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長 山田 潤

(証券コード2812)
2022年5月30日

株 主 各 位

静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長 山 田 潤

第63期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り会場でのご参加をお控えいただき、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。

お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに郵送又はインターネットにて議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 静岡県焼津市三ヶ名1550番地 焼津市文化センター1階 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |

以 上

- 本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応につきましては、下記の当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、最新の状況をご確認いただくようお願い申しあげます。
- ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、**接触感染リスク軽減のため実施いたしません。**
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類は法令及び現行定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①「会社の体制及び方針」 ②「会社の支配に関する基本方針」 ③「連結株主資本等変動計算書」
 - ④「連結注記表」 ⑤「株主資本等変動計算書」 ⑥「個別注記表」なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告の作成に際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の内容をお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご押印は不要です。）。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する当社株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合

■ 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時30分到着分まで

■ インターネットで議決権を行使される場合 ▶ 詳細は5頁に掲載しています。



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時30分まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使について

行使期限 2022年6月22日（水曜日） 午後5時30分まで

ログインID・パスワードを入力する方法

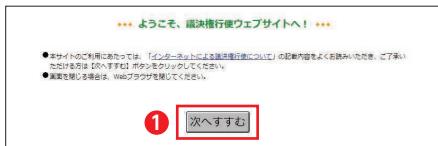
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

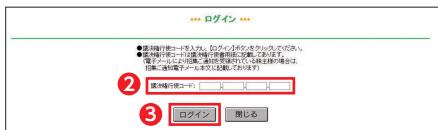


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします。



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

2 ログイン画面



2 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 「ログイン」をクリックしてください。

これでログインが完了です。
以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。

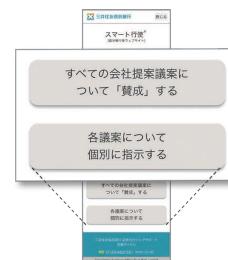


上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 画面の案内に沿って
お進みください。



- ※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たな議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

0120-652-031 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅や外出先からご覧いただけるよう、株主様限定でライブ配信を実施いたします。

配信日時

2022年6月23日（木）午前10時から（配信ページは午前9時30分頃に開設予定です。）

ご視聴方法

- ①「ログインID」（同封の「議決権行使書」上部に記載の株主番号9桁）及び「パスワード」（3月末時点※のご登録住所郵便番号7桁）をご用意ください。
※3月末時点の株主名簿から設定しているため、4月以降に転居を届け出られた場合でも、3月末時点の登録内容でご入力ください。
- ②パソコン、スマートフォン、タブレット等で専用サイト（<https://yskf.jp/ir/live.html>）にアクセスしてください。
- ③専用サイトの内容をご確認いただき、認証ページに移動後、「ログインID」と「パスワード」を入力してログイン後、画面に表示されている視聴ボタンをクリックしてください。

議決権行使書 焼津水産化学工業株式会社 私は、2022年6月23日開催の貴社第63期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。 2022年 6月 日 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。 焼津水産化学工業株式会社	株主番号 000000000 議決権行使個数 000000000 個 000000000	<table border="1"><tr><td>議案</td><td>第1号 議案</td><td>第2号 議案</td></tr><tr><td>賛否表示欄</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	議案	第1号 議案	第2号 議案	賛否表示欄	○	○		○	○
議案	第1号 議案	第2号 議案									
賛否表示欄	○	○									
	○	○									

株主番号はこちら

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

焼津水産化学工業株式会社

ご留意事項

- ・ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票をお願いいたします。
- ・何らかの事情によりライブ配信ができなくなることがございますが、予めご了承ください。その場合、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ライブ配信の視聴は、株主様本人のみに限定させていただきます。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が来る2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。つきましては、本制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項において株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を変更案第17条第2項として新設するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第16条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第16条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>

(新 設)

第18条～第36条 (条文省略)

(新 設)

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条～第36条 (現行どおり)

(附則)

- ① 現行定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までを株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	やま だ じゅん 山 田 潤	代表取締役社長	再任	12/12回
2	うち やま たけ ひこ 内 山 毅 彦	取締役執行役員経営統括本部長	再任	12/12回
3	おお はし ひろ あき 大 橋 弘 明	取締役執行役員生産本部長 兼海外事業本部長	再任	12/12回
4	た た ら かつ ひろ 多 々 良 勝 広	取締役執行役員営業本部長	再任	12/12回
5	もり けん じ 森 憲 司	—	新任 社外 独立	—

候補者
番号

1

やま だ
山田

じゅん
潤

(1976年7月9日生：45歳)

再任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 当社入社
2011年7月 商品開発センター調味料開発部課長
2014年4月 開発本部開発センター長
2014年6月 執行役員開発本部長兼開発センター長
2014年6月 UMIウェルネス株式会社取締役
2015年6月 取締役執行役員経営統括本部長兼経営企画部長

2015年6月 マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役
2016年4月 代表取締役社長
2018年6月 代表取締役社長兼開発本部長
2018年10月 代表取締役社長
2019年12月 代表取締役社長兼開発本部長
2021年6月 代表取締役社長(現任)

所有する当社株式の数
15,000株
取締役会 出席状況
12/12回

取締役候補者
とした理由

山田潤氏は、長年にわたり天然調味料・機能性素材両部門の研究開発部門に携わり、高力価調味料の特許製法を開発するなど、当社の強みである海洋性素材の開発とその生産技術に関して豊富な経験と実績を有しています。当社の代表取締役として5年以上に渡り当グループの経営を担っており、幅広い見識と専門性だけでなく、若い力と行動力で経営のリーダーシップを強力に発揮できる人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

2

うちやま
内山

たけひこ
毅彦

(1962年3月8日生：60歳)

再任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2000年7月 生産本部管理部管理課長
2004年7月 開発・生産本部製造部長代理
2005年7月 経営統括本部経営企画部長
2010年8月 生産本部購買部長
2012年3月 生産本部製造部大東工場長
2012年11月 生産本部長兼生産技術センター長
2013年6月 取締役生産本部長兼購買部長兼生産技術センター長
2014年4月 取締役生産本部長
2014年6月 執行役員経営統括本部経理部長
2014年9月 執行役員経営統括本部副本部長兼経理部長
2014年9月 大連味思開生物技術有限公司董事

2015年4月 執行役員経営統括本部副本部長兼経理部長兼IR・広報室長
2016年4月 執行役員経営統括本部長兼経営企画部長
2016年4月 マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役
2016年6月 取締役執行役員経営統括本部長兼経営企画部長
2018年10月 取締役執行役員開発本部長
2018年10月 UMIウェルネス株式会社取締役(現任)
2019年12月 取締役執行役員品質保証本部長
2021年6月 取締役執行役員経営統括本部長兼マルミフーズ株式会社監査役(現任)

所有する当社株式の数
6,500株
取締役会 出席状況
12/12回

取締役候補者
とした理由

内山毅彦氏は、生産部門、経営管理部門、研究開発部門及び品質保証部門に携わり、当社の事業領域における幅広い知識と経験を有しています。研究開発部門では当社の基盤商品であるN-アセチルグルコサミンの開発に成功しました。当社の品質保証体制を再構築し全社FSSC22000取得を推進するなど、様々な経営課題の実現にあたり、その経験を発揮できる人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

3

おおはし ひろあき
大橋 弘明 (1960年9月13日生：61歳)

再任



所有する当社株式の数
7,000株
取締役会 出席状況
12/12回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2013年8月	大連味思開生物技術有限公司董事長
2002年7月	開発本部商品開発部商品開発課長	2013年12月	取締役購買部長
2004年9月	大連味思開生物技術有限公司出向 同社 総経理	2014年6月	取締役執行役員購買部長
2008年4月	生産本部製造部大東工場長	2014年9月	取締役執行役員営業本部長兼東日本 営業部長
2009年7月	マルミフーズ株式会社出向 同社 代表取締役社長	2015年4月	取締役執行役員営業副本部長兼海外 営業部長
2010年11月	生産本部製造部長	2016年4月	取締役執行役員生産本部長
2011年4月	商品開発センター長兼機能食品開発 部長	2016年6月	執行役員生産本部長
2012年2月	営業本部副本部長	2017年6月	執行役員 マルミフーズ株式会社出向 同社 代表取締役社長
2012年6月	取締役営業本部長	2020年4月	執行役員生産本部長兼生産管理部長
2013年4月	取締役営業副本部長兼海外担当	2020年6月	取締役執行役員生産本部長
2013年4月	大連味思開生物技術有限公司董事	2021年10月	取締役執行役員生産本部長兼海外事 業本部長 (現任)

取締役候補者
とした理由

大橋弘明氏は、開発部門、生産部門及び営業部門を経験する他、グループ会社の経営を経験し、特に当社の生産技術に関して豊富な経験で培った深い知見と高度な見識を有しています。当社独自の技術に基づいた製品の安定供給や海外進出の推進など、様々な経営課題の実現を推進する適切な人材であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

4

た た ら か つ ひ ろ
多々良 勝広 (1967年5月6日生：55歳)

再任



所有する当社株式の数
300株
取締役会 出席状況
12/12回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2018年10月	執行役員営業本部長兼東日本営業部 長
2009年7月	営業本部西日本営業部名古屋営業所 課長	2019年10月	執行役員営業本部長
2014年4月	生産本部生産管理センター長	2019年12月	執行役員営業本部長兼海外事業本部 長
2014年12月	生産本部製造部長	2020年6月	取締役執行役員営業本部長兼海外事 業本部長
2016年4月	営業本部営業統括部長	2021年10月	取締役執行役員営業本部長 (現任)
2018年4月	執行役員営業本部東日本営業部長		

取締役候補者
とした理由

多々良勝広氏は、長年にわたり営業部門に携わり、当社独自の製品群を適時的確に提供するなど、顧客の信頼確保に努めてきました。他にも、生産部門、海外部門を経験し培った幅広い知見と高度な見識を有しています。当社の販売戦略の構築と実施をはじめ、様々な経営課題の実現を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

5

もり けんじ
森 憲司

(1959年11月2日生：62歳)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

取締役会 出席状況

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	東海澱粉株式会社 入社	2015年7月	同社 代表取締役社長 執行役員
2005年10月	同社 執行役員 農産部 部長	2021年7月	同社 取締役 顧問
2007年7月	同社 執行役員 営業一部 部長	2021年10月	同社 顧問
2008年10月	同社 取締役執行役員 営業一部 部長	2022年6月	同社 顧問退任 (予定)
2010年7月	同社 取締役常務執行役員 営業一部 部長		

社外取締役
候補者
とした理由
及び期待され
る役割

森憲司氏は、代表取締役として企業経営に携わった経験を通じ、財務会計、内部統制に関する高い見識及び専門性を有しています。これらのスキルは当社取締役会に不可欠と判断し、社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森憲司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、原案どおり森憲司氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏が原案通り選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中の2022年8月に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

以 上

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス (第2号議案が承認された場合)

取締役候補者の5名及び取締役(監査等委員)の専門知識と経験は、次の通りであります。なお、「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。また、本表記載の内容は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

氏名	地位及び担当	各取締役の専門知識・経験等					
		企業経営	財務会計	リスク・ コンプライアンス ・品質保証	人材開発	営業・ マーケティング	研究開発
山田 潤	代表取締役社長	○	○	○			○
内山 毅彦	取締役		○	○			○
大橋 弘明	取締役					○	○
多々良 勝広	取締役					○	
森 憲司	取締役(社外)	○	○			○	
杉山 洋志	取締役(監査等委員)		○			○	
小山 圭子	取締役(監査等委員・社外)			○	○		
藤井 明	取締役(監査等委員・社外)	○	○	○		○	

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の概況

① 事業の経過及び成果

当社グループでは、2022年3月までの3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」の最終年度にあたり、「顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとした取り組みを進めてきました。

具体的には、i.顧客の信頼回復、ii.品質保証体制の抜本的見直し、iii.差別化とフィールド拡大による成長、iv.海外事業のステージアップに向けた体制作り、v.新規事業育成に向けた体制作り、の5つの基本戦略を推進してきました。海外事業については、海外事業本部内に海外事業推進部を新設し、ASEAN地域の需要を取り込むための拠点設立に向けた動きを進めてきました。また、2019年11月18日付で公表した不正表示問題に関する再発防止策の一つである原料管理に係るシステムは掛川工場で行き導入・運用開始し、2022年3月に焼津、大東各工場でも導入を完了しました。当該システムを含む再発防止策は各種施策の有効性を常に確認するとともに、継続的に見直しを行うことにより、安全・安心な製品の安定供給を継続し、顧客の信頼回復に取り組んできました。その他、更なる“食の安全・安心”に向けた活動を進め、掛川工場以外の工場においても食品安全システム認証「FSSC22000」を取得すべく取り組みを進め、焼津及び大東の各工場については2022年4月に認証を取得しました。残る団地工場についても近日中に認証が取得できる見込みです。人・組織機能の強化においては、人事制度の改定と定着を図るとともに生産年齢人口の減少やワークライフバランスの推進等への対応として、教育・研修の充実とともに、IoTやロボット化の活用による生産性向上に向けた取り組みを進めてきました。

連結売上高につきましては、調味料セグメントの売上高が減少し、収益認識会計基準等適用の直接的な影響のほか当該基準等適用導入を踏まえた一部取引先との契約の変更による間接的な影響もあり、121億19百万円（前年同期比21億93百万円、15.3%減）となりました。なお、収益認識会計基準等適用の直接的・間接的影響を除くと実質的には若干の減少（同1億78百万円、1.4%減）であります。利益面につきましては販売費及び一般管理費の削減に努めたものの売上高の減少や原材料価格、燃料・動力費等の上昇並びに新型コロナウイルス感染症第6波の影響等により、特に当第4四半期連結会計期間における利益が伸び悩み、連結営業利益は5億99百万円（同95百万円、13.7%減）となりました。また、連結経常利益は、6億52百万円（同71百万円、9.9%減）となったほか、投資有価証券の一部を売却したことに伴い投資有価証券売却益4億77百万円を特別利益に計上したことなどから親会社株主に帰属する当期純利益は7億57百万円（同5億7百万円、202.8%増）となりました。

調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種香辛料の製造販売に関するセグメントです。長引くコロナ禍の影響により営業活動が制限されるなか、顧客ニーズに合致した製品案内やWebを活用した商談等に取り組んだものの、外食向け調味料販売の減少を主因として液体調味料、粉体調味料の売上高が減少しました。その結果、調味料セグメントの売上高は、64億29百万円（前年同期比3億73百万円、5.5%減）となりました。セグメント利益は、販売費及び一般管理費が減少したものの売上構成の変化や売上高減少に伴う採算性の悪化、原材料価格、燃料・動力費等の上昇により4億84百万円（同88百万円、15.4%減）となりました。



機能食品

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売に関するセグメントです。機能食品は主力商品の苦戦が続いており売上高が減少しましたが、機能性食品素材は注力素材のアンセリンが堅調に推移し売上高が増加しました。その結果、機能食品セグメントの売上高は、27億50百万円（同34百万円、1.3%増）となりました。セグメント利益は、販売費及び一般管理費が減少したものの売上構成の変化により、6億71百万円（同11百万円、1.7%減）となりました。



水産物

水産物は、冷凍鮭・冷凍鯉の原料販売及び加工製品の製造販売に関するセグメントです。長引くコロナ禍にあって、販売関係は需要が低迷するなか、原料高に伴う製品価格の改訂やコンテナ原料販売、海外販売にも注力し売上増強を図りました。しかしながら、収益認識会計基準等の適用を踏まえた一部取引先との契約の変更に伴う影響により、売上高は前年同期比で大幅に減少しました。その結果、水産物セグメントの売上高は、19億9百万円（同18億31百万円、49.0%減）となりました。セグメント利益は、加工業務の内製化を推し進めたほか、尾切選別の強化、製品価格の見直し、運賃・倉敷料等の販売経費の削減等により、44百万円（前年同期はセグメント損失0百万円）となりました。



その他

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売に関するセグメントです。その他商品の販売が減少し、その他セグメントの売上高は、10億29百万円（同23百万円、2.2%減）となりました。セグメント利益は、売上高の減少により33百万円（同3百万円、10.6%減）となりました。

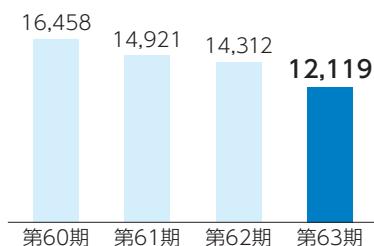


- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に要した設備投資の総額は、3億55百万円であり、その主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による非経常的な資金調達はありませ
ん。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

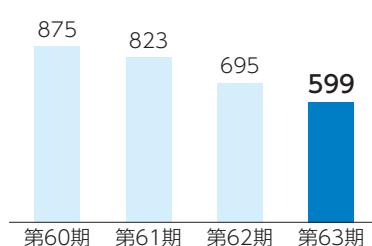
(2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第60期 2018年度	第61期 2019年度	第62期 2020年度	第63期 2021年度
売上高	(百万円)	16,458	14,921	14,312	12,119
営業利益	(百万円)	875	823	695	599
経常利益	(百万円)	889	886	724	652
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	512	316	250	757
1株当たり当期純利益	(円)	41.41	25.79	20.47	63.77
総資産	(百万円)	22,950	22,295	22,438	21,978
純資産	(百万円)	19,722	19,533	19,384	19,334
1株当たり純資産	(円)	1,607.77	1,592.33	1,633.05	1,628.26

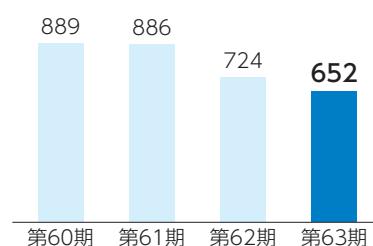
● 売上高 (百万円)



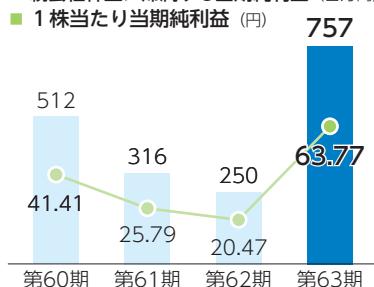
● 営業利益 (百万円)



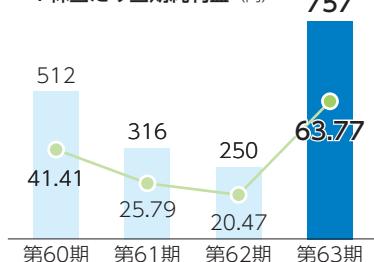
● 経常利益 (百万円)



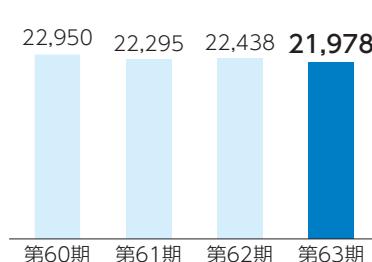
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



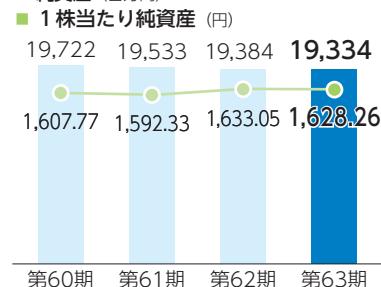
■ 1株当たり当期純利益 (円)



● 総資産 (百万円)



● 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産 (円)



(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

(注2) 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、第63期の財産及び損益の状況は当該会計基準等適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・販売
UMIウェルネス株式会社	50百万円	100%	健康食品の通信販売

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年5月に発表した「“おいしさ”と“健康”で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとする中期経営計画「Create Next YSK」に取り組んできました。しかしながら、2019年の当社製品の一部における不正表示の判明を受け、顧客の信頼回復と再発防止策に優先的に取り組んだことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、当該計画の前提となる事業環境が大きく変化したことから、2020年8月に「顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとした中期経営計画の見直しを行いました。当連結会計年度は、重点施策を継続・遂行し、2022年3月末日をもって前計画を終了しました。

2022年5月に発表した2023年3月期から2025年3月期の新たな中期経営計画は、「価値創造の加速」を経営ビジョンとして、①安全・安心の向上、②国内事業（調味料、機能性）の強化、③海外展開の加速、④新たな事業分野の創出の4つの基本戦略を軸に推進していきます。

① 安全・安心の向上

原料開発の強化、各国への輸出規制に対する取り組みにより、新たな価値創造に適合する品質保証体制を確立します。

② 国内事業（調味料、機能性）の強化

調味料事業については、新たな地域からの原料調達や、昆布・エビ分野に集中した商品投入、DXを活用した生産性の進化、成長著しい中食市場に向けた設備導入などの方策により本事業分野におけるシェアを拡大し、食シーンの多様化に貢献できる天然調味料メーカーへの進化を図ります。

機能性食品事業については、戦略的な知的財産権の取得を基盤として、マーケットインによるオリジナル素材の積極的な商品投入により、健康訴求領域の拡大を図っていきます。また、独自の製造技術を活用した受託生産の拡大にも積極的に取り組んでまいります。

③ 海外展開の加速
海外売上倍増に向けASEANと米国の拠点開設に向けた積極投資を行い、海外市場にYSKブランドを浸透させます。

④ 新たな事業分野の創出
他社との積極的な協業も視野に入れ、調味料、機能性に続く新たな事業を確立します。2021年に出資いたしましたフードテック特化型ファンド『食の未来ファンド』の投資先企業の情報を共有し、当社の持つ開発・製造・販売ノウハウと融合していくことで、新たな価値創造を加速させ、事業領域の拡大に取り組んでいきます。

これらの基本戦略の実現に向けた経営基盤の強化策として、コーポレート・ガバナンスとIRの充実によるサステナブルな体制づくり、DX推進による生産性の改善や効率的な投資による資本効率の追求、人事制度の改正による多様性のある働き方の実現を図っていきます。

当社グループを取り巻く環境は、引き続き大変厳しい状況ではありますが、安全・安心な製品の安定供給に取り組んでいく所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売並びに関連商品の販売を行っています。

区 分	主 要 品 目
調 味 料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料等
機 能 食 品	各種海洋機能性素材、キッチン・キトサン・オリゴ糖類、テアフラビン、各種機能食品、各種機能食品受託加工等
水 産 物	冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業等
そ の 他	その他商品等

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	静岡県焼津市	東京営業所	東京都品川区
静岡本部	静岡県静岡市駿河区	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
焼津・団地工場	静岡県焼津市	名古屋営業所	愛知県名古屋市千種区
大東工場	静岡県掛川市	九州営業所	福岡県福岡市博多区
掛川工場	静岡県掛川市	バンコク事務所	タイ国バンコク都
東京R&Dラボ	東京都品川区		

(注) 本社所在地は上記のとおりであります。実際の本社業務は静岡本部で行っています。

② 子会社

名 称	所 在 地
マ ル ミ フ ー ズ 株 式 会 社	静岡県静岡市駿河区
U M I ウ ェ ル ネ ス 株 式 会 社	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
213 (69) 名	△10 (△1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
186 (21) 名	△4 (△2) 名	40.5歳	15.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社静岡銀行	500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

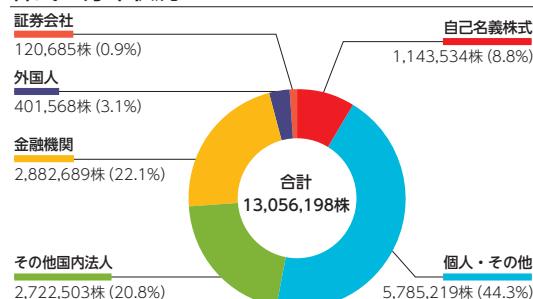
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,056,198株
(自己株式1,143,534株を含む)
- ③ 株主数 16,042名
- ④ 大株主（上位10名）

株式の分布状況



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
エスエスケイフーズ株式会社	1,248,000	10.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,165,300	9.8
株式会社静岡銀行	593,600	5.0
鈴木 ミツエ	530,082	4.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	458,784	3.9
高田 隆右	335,800	2.8
しずおか焼津信用金庫	321,371	2.7
丸啓経節株式会社	222,300	1.9
松村 貞敏	179,101	1.5
一正蒲鉾株式会社	125,510	1.1

- (注) 1. 自己株式1,143,534株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向け株式交付信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っていますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に退任した1名の取締役に対して自社の株式4,084株を交付しています。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田 潤	
取締役	内山 毅彦	経営統括本部長 兼UMIウェルネス株式会社取締役 兼マルミフーズ株式会社監査役
取締役	大橋 弘明	生産本部長兼海外事業本部長
取締役	多々良 勝広	営業本部長
取締役	高藤 忠治	
取締役 (監査等委員)	杉山 洋志	
取締役 (監査等委員)	小山 圭子	社会保険労務士小山事務所所長
取締役 (監査等委員)	藤井 明	一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長

- (注) 1. 取締役高藤忠治氏、取締役 (監査等委員) 小山圭子氏及び藤井 明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 杉山洋志氏は、常勤の監査等委員であります。内部監査部門との連携強化及び情報収集と共有化による監査等委員会の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定しています。
3. 当事業年度中の役員の変動は、以下のとおりです。
- ・2021年6月24日開催の第62期定時株主総会において、杉山洋志氏は、取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
 - ・2021年6月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、山下敦氏は取締役を、加藤康氏は取締役 (監査等委員) を退任いたしました。
4. 取締役 (監査等委員) は、以下のとおり、知見を有しています。
- ・杉山洋志氏は、当社の業務及び食品業界に関して豊富な知識と経験を有しています。
 - ・小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しています。
 - ・藤井 明氏は、海外及び経営に関して豊富な知識と経験を有しています。
5. 当社は、取締役高藤忠治氏、取締役 (監査等委員) 小山圭子氏及び藤井 明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の審議を経て、2021年2月5日開催の取締役会で決定しております。その概要は次のとおりです。

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定金銭報酬、短期金銭賞与及び株式信託報酬とする。
- ・ 固定金銭報酬は、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。必要に応じて業績その他の理由により減額の措置をとることができることとする。
- ・ 短期金銭賞与の総枠は、当該年度営業利益の2%とし、役位に応じて分配することとする。ただし、総枠の上限は、固定金銭報酬（月々）の5ヶ月とする。
- ・ 株式信託報酬は、役位に応じて付与されるポイント数に相当する数の当社株式を、退任時に交付することとする。
- ・ 社外取締役及び取締役（監査等委員）の報酬は、固定金銭報酬のみとし、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会にて、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式信託報酬については、2017年6月28日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額とは別枠で、1事業年度当たりの上限付与ポイントを26,000ポイントとして決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性及び客観性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に委任できることとしています。本委員会は、代表取締役社長を議長とし、社外取締役を半数とする4名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、指名・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏名	地位、担当
山田 潤	代表取締役社長
内山毅彦	取締役執行役員経営統括本部長
高藤忠治	社外取締役
小山圭子	社外取締役（監査等委員）

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役（監査等委員を除く）	112	91	11	9	6
（うち社外取締役）	(11)	(11)	(—)	(—)	(1)
取 締 役（監査等委員）	23	23	—	—	4
（うち社外取締役）	(11)	(11)	(—)	(—)	(2)
合 計	135	114	11	9	10

- (注) 1. 業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期金銭賞与を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから営業利益としており、3.(4)①に記載の方針のとおり算定しています。なお、当事業年度を含む営業利益の推移は1.(2)財産及び損益の状況に記載のとおりです。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。
4. 非金銭報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して株式信託報酬を交付しています。株式報酬については、2017年6月28日開催の第58期定時株主総会において、上記2で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいた株式報酬制度に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しています。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）小山圭子氏は社会保険労務士小山事務所所長であります。なお、当社と事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）藤井 明氏は一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長であります。なお、当社と同機構との間には特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 高藤 忠治	12回	100%		
取締役（監査等委員） 小山 圭子	12回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 藤井 明	12回	100%	14回	100%

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役高藤忠治氏は、取締役会に出席し、財務、会計及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）小山圭子氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）藤井 明氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、海外及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

c. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、取締役会の他、各種経営に関する会議や委員会に出席し、客観的な立場から積極的に意見を述べることでコミュニケーションを図り、業務執行の監督及び助言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、配当性向を勘案しつつ継続的に安定した配当を実施することを基本方針としています。

なお、内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、競争力の維持・向上を目的とした効果的な設備投資、研究開発資金等の資金需要に備えています。

当事業年度につきましては、2022年5月9日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金14円

- ② 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

既に、2021年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり24円となります。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めています。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	14,854,679
現金及び預金	9,770,142
受取手形及び売掛金	2,810,311
商品及び製品	840,351
仕掛品	77,513
原材料及び貯蔵品	1,319,659
その他	37,700
貸倒引当金	△1,000
固定資産	7,123,899
有形固定資産	4,952,601
建物及び構築物	1,481,184
機械装置及び運搬具	756,155
土地	2,603,175
リース資産	23,325
その他	88,758
無形固定資産	96,441
投資その他の資産	2,074,856
投資有価証券	1,655,551
退職給付に係る資産	231,627
繰延税金資産	12,373
その他	179,624
貸倒引当金	△4,321
資産合計	21,978,578

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,375,243
支払手形及び買掛金	775,538
短期借入金	500,000
リース債務	6,808
未払法人税等	390,061
未払消費税等	63,374
賞与引当金	134,109
その他	505,351
固定負債	268,892
リース債務	18,849
繰延税金負債	188,302
退職給付に係る負債	29,994
役員株式給付引当金	31,746
負債合計	2,644,135
(純資産の部)	
株主資本	18,890,246
資本金	3,617,642
資本剰余金	3,422,856
利益剰余金	13,028,170
自己株式	△1,178,423
その他の包括利益累計額	444,196
その他有価証券評価差額金	444,196
純資産合計	19,334,442
負債及び純資産合計	21,978,578

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,119,110
売上原価		9,096,133
売上総利益		3,022,977
販売費及び一般管理費		2,423,363
営業利益		599,613
営業外収益		
受取利息	842	
受取配当金	38,781	
受取賃貸料	17,671	
補助金収入	11,355	
その他	25,687	94,337
営業外費用		
支払利息	3,935	
投資事業組合運用損	9,658	
損害賠償金	669	
減価償却費	7,964	
その他	19,022	41,250
経常利益		652,700
特別利益		
固定資産売却益	2,131	
投資有価証券売却益	477,324	
保険収益	16,017	495,472
特別損失		
固定資産除却損	4,110	
投資有価証券売却損	0	
災害損失	12,560	16,671
税金等調整前当期純利益		1,131,501
法人税、住民税及び事業税	391,887	
法人税等調整額	△17,602	374,285
当期純利益		757,216
親会社株主に帰属する当期純利益		757,216

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,318,802	流動負債	2,205,272
現金及び預金	9,554,651	買掛金	710,579
受取手形	91,285	短期借入金	500,000
売掛金	2,568,707	リース債務	1,053
商品及び製品	678,725	未払金	227,718
仕掛品	77,513	未払法人税等	372,134
原材料及び貯蔵品	1,213,233	未払消費税等	61,809
関係会社短期貸付金	100,000	未払費用	107,943
その他	34,684	預り金	9,171
固定資産	7,312,485	賞与引当金	124,681
有形固定資産	4,910,604	設備関係未払金	77,870
建物	1,312,088	その他	12,310
構築物	162,995	固定負債	228,210
機械及び装置	742,417	リース債務	4,213
車両運搬具	5,189	繰延税金負債	192,251
工具器具及び備品	79,949	役員株式給付引当金	31,746
土地	2,603,175	負債合計	2,433,483
リース資産	4,788	(純資産の部)	
無形固定資産	81,837	株主資本	18,756,563
工業所有権	75	資本金	3,617,642
電話加入権	0	資本剰余金	3,422,856
水道施設利用権	230	資本準備金	3,414,133
ソフトウェア	81,532	その他資本剰余金	8,723
投資その他の資産	2,320,043	自己株式処分差益	8,723
投資有価証券	1,632,825	利益剰余金	12,894,487
関係会社株式	200,000	利益準備金	348,182
関係会社長期貸付金	120,000	その他利益剰余金	12,546,304
前払年金費用	231,627	固定資産圧縮積立金	25,986
出資金	54,274	別途積立金	8,400,000
長期前払費用	29,572	繰越利益剰余金	4,120,318
その他	56,064	自己株式	△1,178,423
貸倒引当金	△4,321	評価・換算差額等	441,240
		その他有価証券評価差額金	441,240
資産合計	21,631,287	純資産合計	19,197,804
		負債及び純資産合計	21,631,287

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,820,368
売上原価		7,514,280
売上総利益		2,306,088
販売費及び一般管理費		1,732,415
営業利益		573,673
営業外収益		
受取利息	3,160	
受取配当金	38,537	
受取賃貸料	43,123	
補助金収入	11,355	
その他	23,007	
		119,183
営業外費用		
支払利息	3,440	
投資事業組合運用損	9,658	
損害賠償金	669	
減価償却費	26,366	
為替差損	53	
その他	21,545	
		61,735
経常利益		631,121
特別利益		
固定資産売却益	129	
投資有価証券売却益	477,319	
保険収益	16,017	
		493,466
特別損失		
固定資産除却損	4,097	
災害損失	12,560	
		16,658
税引前当期純利益		1,107,929
法人税、住民税及び事業税	373,179	
法人税等調整額	△15,048	
当期純利益		749,798

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

焼津水産化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 潤
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 木 野 泰 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

焼津水産化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 潤
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 木 野 泰 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、当社及び子会社の健全で、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針としています。また、この方針に基づき、会社法第399条の十三第1項第1号ロ及び同号ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの推進体制を重点監査項目としています。

重点監査項目を含めた監査については、取締役及び使用人等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、意見を表明するなど、下記の方法で実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携を図るとともに、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等から情報を求める一方、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、2019年に判明した当社製品の一部における不正表示については、品質保証体制の強化やコンプライアンス意識の醸成などを推し進めた結果、再発防止策が定着し有効に機能していることを確認しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

焼津水産化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 山 洋 志 ㊟

監査等委員 小 山 圭 子 ㊟

監査等委員 藤 井 明 ㊟

(注) 監査等委員 小山圭子及び藤井 明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第63期定時株主総会 会場ご案内図

場所

静岡県焼津市三ヶ名1550番地

焼津市文化センター1階 小ホール ☎ 054 (627) 3111

日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）



- JR東海「焼津駅」 **南口** より徒歩約25分（約1.5km）
- JR東海「西焼津駅」 **北口** より徒歩約30分（約2km）
- 東名高速道路「焼津インター」よりお車で約7分（約3km）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。